

第 46 号議案

滋賀県立近代美術館協議会専門委員の選任について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 21 条の規定に基づき、滋賀県立近代美術館協議会専門委員を次のとおり任命する。

任期は、令和 2 年 1 月 1 日から調査が終了するまで（概ね令和元年度末まで）とする。

令和元年 12 月 24 日

滋賀県教育委員会

今回任命する者

| 氏 名 | 現 職 | 備考 |
|--------|----------------|--------|
| 守安 收 | 岡山県立美術館長 | |
| 廣田 孝 | 京都女子大学名誉教授 | 収蔵品収集 |
| 村田 眞宏 | 豊田市美術館長 | 審査部会 |
| 吉中 充代 | 京都市美術館学芸課課長補佐 | |
| 塩田 純一 | 多摩美術大学客員教授・評論家 | |
| 服部 正 | 甲南大学文学部教授 | コレクション |
| 保坂 健二郎 | 東京国立近代美術館主任研究員 | 形成部会 |
| 今井 祝雄 | 成安造形大学名誉教授 | |

滋賀県立近代美術館協議会専門委員の選任について

1. 専門委員について

近代美術館では作品収集を行うにあたり、美術館の収蔵品として適正であるかどうかを審議するため、専門分野に精通している者を専門委員として置き、収集内容の審議を委ねている。

近代美術館条例第 13 条に、専門委員は、教育委員会が任命するとなっていることから付議するものである。

2. 専門委員の選任について

専門委員はその調査の都度選任することになっており、今年度に収集する美術品に関する調査・審査を行うために、改めて専門委員を選任する。

(1) 専門委員候補者名

別紙のとおり（8名）

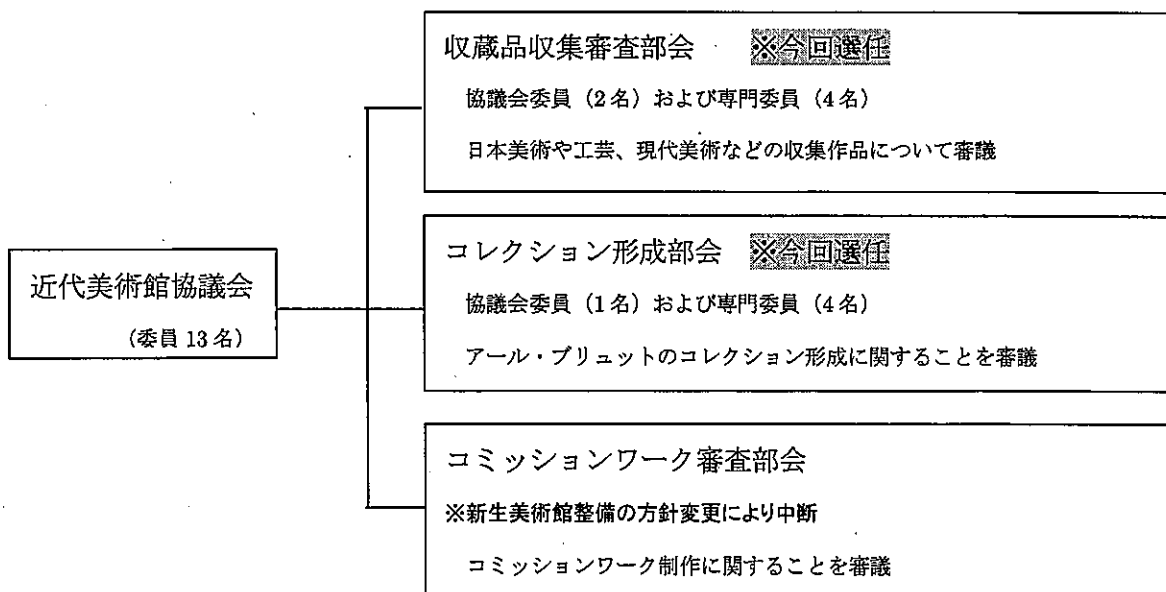
(2) 選任期間

令和 2 年 1 月 1 日から調査が終了するまで（概ね令和元年度末まで）

(3) 選考の考え方

当館の収集方針に理解があるとともに、各自の専門分野に精通し、美術に携わる研究、経験年数が長く作品の真贋や美術的な価値を的確に判断する知識・能力を備えている者等

滋賀県立近代美術館協議会および部会の設置状況について <参考>



滋賀県立近代美術館協議会 専門委員名簿

期間：令和2年1月1日から当該調査が終了するまで（概ね令和元年度末まで）

| 氏名 | 新任 再任 の別 | 性別 | 現職名 | 選考理由 | 備考 |
|-----------------------|----------------|----|--------------------|---|---|
| 守安 收 (もりやす おさむ) | 再任 | 男 | 岡山県立美術館長 | 学芸員業務を経験の後、吉備国際大学で教鞭を取り、現在は岡山県立美術館館長を務めている。日本美術のなかでも近世絵画を研究分野とし、「浦上玉堂展」など優れた展覧会の企画や研究を行っている。研究者としての学識の広さに加え、美術館での業務経験も豊富であり、作品選別の能力は卓越している。 | 収 蔵 品 収 集 審 査 部 会 |
| 廣田 孝 (ひろた たかし) | 再任 | 男 | 京都女子大学 名誉教授 | 京都市美術館の学芸員を務め、豊富な知識を備えている。特に京都画壇の日本画研究については第一人者である。また、本県に在住していることから滋賀県の郷土美術にも精通しており、本県の郷土美術は群を抜いている。 | |
| 村田 真宏 (むらた まさひろ) | 再任 | 男 | 豊田市美術館館長 | 美術学芸員として永年勤務し、美術全般にわたり豊富な知識と経験を有している。福島県立美術館および愛知県美術館において、画館の優れたコレクションを形成する上で、中心的な役割を果たした。また「戸谷成雄展(彫刻)」、「熊谷守一展(絵画)」、「北川民次展(絵画)」など幅広い近現代美術の展覧会を手がけており、作品の評価・鑑定に関する能力は卓越している。 | |
| 吉中 充代 (よしなか みちよ) | 再任 | 女 | 京都市美術館 学芸課課長補佐 | 姫路市立美術館を経て、京都市美術館学芸員として責任ある立場で永年勤務し、美術全般にわたり豊富な知識と経験を有している。「上村松園展」、「竹内栖鳳展」等の企画を手がけ、大きな実績を残しており、作品の評価・鑑定に関する能力は卓越している。 | |
| 塩田 純一 (しおだ じゅんいち) | 再任 | 男 | 多摩美術大学 客員教授・評論家 | 長年美術館に勤務し、豊富な知識と経験がある。現代美術に関する数々の展覧会の企画実績を有している他、日本のアール・ブリュット史における重要な展覧会「パラレル・ヴィジョン」展の企画に関わっている。また、ポータレス・アートミュージアムNO-MAの作品調査にも委員として関わるとともに、アール・ブリュット作品への造詣も深い。 | |
| 服部 正 (はっとり だだし) | 再任 | 男 | 甲南大学文学部 人間科学科教授 | 甲南大学で西洋美術史、アール・ブリュット、アウトサイダー・アート、障害者アートを教えている。兵庫県立美術館学芸員の時代から、全国でもいち早く障害のある人々の造形に注目をし、数々の展覧会を企画している。また、これらに関する論文や著作はその質と数とも群を抜いており、日本でも数少ないアール・ブリュットの研究者としての地位を築いている。 | |
| 保坂 健二郎 (ほさか けんじろう) | 再任 | 男 | 東京国立近代美術館 主任研究員 | 現代美術分野を中心に、建築をはじめ分野横断的な展示を意欲的に展開し、近年は海外の美術館との連携も広げている。また、アール・ブリュットについて既存の美術館のあり方を変革する存在としても着目し、ポータレス・アートミュージアムNO-MAをはじめ、勤務館外でも数多くの展覧会を手掛けている。滋賀県のアール・ブリュット関連施設策討に際し、これまでより関係委員等に就任し、助言を得ているところ。 | |
| 今井 祝雄 (いまい のりお) | 再任 | 男 | 成安造形大学 名誉教授 | 具体美術の流れを牽引する作家として現在も活動を行っている。県内の障害者作品公募展(びかっつアート展)の審査委員長を務めている。また、ポータレス・アートミュージアムNO-MA運営懇談会の座長を務めており、同館の開館時より運営に協力し、滋賀のアール・ブリュット作品への造詣は非常に深い。 | |

博物館法（抜粋）

（所管）

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあっては、当該地方公共団体の長。第21条において同じ。）の所管に属する。

（博物館協議会）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

博物館法施行規則（抜粋）

第3章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第18条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

滋賀県立近代美術館条例（抜粋）

（滋賀県立近代美術館協議会）

第10条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術館に滋賀県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織等）

第11条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）文化芸術の振興に資する活動を行う者
- （5）学識経験のある者
- （6）その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第12条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第13条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(部会)

第15条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

滋賀県立近代美術館管理規則 (抜粋)

(協議会の庶務)

第17条 協議会の庶務は、美術館において処理する。